利用約款【DCS：InsuiteX】改定 新旧対応表

※変更のあった項・号を抜粋して記載しています（号番号の繰下げのみで内容に変更のない箇所は本文を省略）。
※表記のみの統一は省略しています。

条文	該当箇所	旧	新	変更概要
表題		サービス名称【DCS(ドリーム・アーツ　クラウドサービス)】利用約款	利用約款【DCS(ドリーム・アーツ　クラウドサービス)：SmartDB・InsuiteX 共通版】	SmartDB との共通版とする旨の表題に変更。
第 2 条（約款の変更）		約款が変更された後のサービスに係る料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。…契約者に事前に通知します。	約款が変更された後の提供条件は、変更後の約款によります。…契約者に事前に通知します。変更の手続きは民法そのほか法令に従うものとします。	「サービスに係る料金その他の」の文言を整理し、末尾に変更手続きに関する一文を追加。
第 3 条（用語の定義）	**(1)号**	DA 及び DA の指定した業者が設定・保守管理する「インターネットに接続されたコンピュータの機器及びソフトウェアによって提供する機能利用権を契約者に付与するサービス」のことをいい、その内容は、第 4 条(本サービスの内容)に定めるものとします。	契約者が利用申込書に基づき購入する製品又はサービスをいい、本サービスの内容は別紙「サービス内容」、「プラン内容」及びその他関連資料に定めるとおりとします。	「本サービス」の定義を、利用申込書に基づき購入する製品又はサービスとし、内容は別紙等に定める形に変更。
	(2)号〔新設〕	*（該当なし）*	（2）オプション利用契約 本サービスに付随して選択的に利用できる機能をいいます。	新設。これに伴い旧(2)利用契約→新(3)号、旧(3)契約者→新(4)号に繰下げ。
	旧(2)(3)号→新(3)(4)号	（2）利用契約：…契約規約としては約款が適用されます。 （3）契約者：DA との間で、本サービスの利用約款を締結している法人、団体、組合を指します。	（3）利用契約：…契約約款としては約款が適用されます。 （4）契約者：DA との間で、本サービスの利用契約を締結している法人、団体、組合を指します。	号番号を繰下げ。「契約規約」を「契約約款」に、「利用約款を締結」を「利用契約を締結」に修正。
	(5)号〔新設〕	*（該当なし）*	（5）契約者関連会社等 契約者のグループ法人（子会社、兄弟会社、過半数の議決権を有している会社等）、団体、組合、取引先等を指します。	新設。
	旧(4)(5)号→新(6)(7)号	（4）SLA（サービス品質保証制度） （5）SLO（サービス品質目標）	（6）SLA（サービス品質保証制度） （7）SLO（サービス品質目標）	号番号の繰下げのみ（内容の変更なし）。

条文	該当箇所	旧	新	変更概要
	(8)〜(10)号〔新設〕	*（該当なし）*	（8）本サービス用設備とは、DA が保有、管理、開発したソフトウェア、サービス、又は本サービスを利用する上で必要な設備等を指します。ただし、本条（10）に定義する電気通信設備等を除きます。 （9）契約者設備とは、契約者が保有、管理、開発したソフトウェア、サービス、又は本サービスを利用する上で必要な設備等を指します。 （10）電気通信設備等とは、電気通信事業者等の第三者が管理する本サービス提供のために必要なサービス又は設備等を指します。	新設。設備に関する用語を整理。
第 4 条（本サービスの内容）	**1 項**	本サービスの内容は、別紙「サービス内容」に定めるとおりとします。	本サービスの内容は、本約款第 3 条（1）に定めるとおりとします。	参照先を第 3 条(1)の定義に変更。
	2 項(3)号	（3）契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾します。	（3）契約者は、利用契約等に基づいて、本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものではありません。	文末を「承諾します」から「ありません」に変更。
第 6 条（利用期間と契約単位）	**4 項**	本サービスの利用契約はサービス毎に特に定める場合の他は自動的に更新されるものとします。	本サービスの利用契約はサービス毎に特に定める場合の他は自動的に更新されるものとします。なお、この場合、新たな契約が締結されたものとみなします。	更新後は新たな契約が締結されたものとみなす旨を追加。
第 8 条（利用契約の成立）	**1 項**	…DA が受領および承諾したときに成立するものとします。なお、利用申込書は電子契約形式等で提出・受領することができるものとします。	…DA が受領及び承諾したときに成立するものとします。なお、利用申込書は電子契約形式等で提出・受領することができるものとします。なお、本サービスの内容のうち利用申込書に特に記載ある事項については、当該記載が優先して適用されます。	利用申込書に特に記載のある事項は、その記載を優先して適用する旨を追加。
	2 項／3 項〔新設〕	2. 本サービスは、DA の定める方法によって登録された場合に限り、契約者の属するグループの法人、団体、組合に使用させることができるものとします。	2. 本サービスは、DA の承諾を受けた場合に限り、契約者関連会社等に使用させることができます。 3. 前項に規定する対応をした場合、契約者は、契約者関連会社等に本約款を遵守させるものとし、本約款及び関連約款において、契約者関連会社等の行為は契約者の行為とみなします。	利用させる対象を「契約者関連会社等」とし、要件を「DA の承諾」に変更。3 項を新設し、契約者関連会社等の行為を契約者の行為とみなす旨を追加。

条文	該当箇所	旧	新	変更概要
第 13 条（サービス提供の停止）	**(4)号**	この約款及び利用契約に違反する行為で、DA の業務の遂行又は DA の電気通信設備に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。	この約款及び利用契約に違反する行為で、DA の業務の遂行又は DA の電気通信設備等に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。	「電気通信設備」を「電気通信設備等」に修正。
	(6)号	契約者が、仮差押、差押、破産、民事再生法、会社更生法等の申立をし、又はこれを受けたとき。	契約者が、破産、民事再生法、会社更生法等の申立をし、又はこれを受けたとき、若しくは重要な財産について、仮差押え、差押え、滞納処分を受けたとき。	仮差押え・差押えは「重要な財産について」の場合とし、滞納処分を追加。
	(10)号〔新設〕	（10）その他、DA が客観的な裏付けをもって不適切と判断するとき。	（10）DA が、アクセス管理、本サービス用設備の維持・保守・運営上必要と認めた事由があるとき。 （11）その他、DA が客観的な裏付けをもって不適切と判断するとき。	停止事由を新設。旧(10)号は(11)号に繰下げ。
第 14 条（サービス提供の中止）	**(1)〜(3)号**	（1）DA 又は DA の指定した業者の電気通信設備の保守上、又は工事上やむを得ないとき。 （2）DA 又は DA の指定した業者の電気通信設備に障害が発生したとき。 （3）電気通信事業者又は DA 指定管理会社が電気通信サービスの提供を中止することにより本サービスの提供を行うことが困難になったとき。	（1）DA 又は DA の指定した業者の電気通信設備等の保守上、又は工事上やむを得ないとき。 （2）DA 又は DA の指定した業者の電気通信設備等に障害が発生したとき。 （3）電気通信事業者等が電気通信サービスの提供を中止することにより本サービスの提供を行うことが困難になったとき。	「電気通信設備」を「電気通信設備等」に、「電気通信事業者又は DA 指定管理会社」を「電気通信事業者等」に修正。
	(4)号〔新設〕	（4）その他 DA がやむを得ないものと認める事由があるとき。	（4）DA が、アクセス管理、本サービス用設備の維持・保守・運営上必要と認めた事由があるとき。 （5）その他 DA がやむを得ないものと認める事由があるとき。	中止事由を新設。旧(4)号は(5)号に繰下げ。
第 15 条（サービス開始の遅延）	**(2)号**	（2）電気通信事業者又は DA 指定管理会社が行う電気通信サービスの提供に遅延が生じた場合。	（2）電気通信事業者等が行う電気通信サービスの提供に遅延が生じた場合。	「電気通信事業者又は DA 指定管理会社」を「電気通信事業者等」に修正。
第 16 条（サービス利用の制限）	**2 項**	本サービスの提供に関わる電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしてはならないものとします。	本サービスの提供に関わる電気通信設備等に過大な負荷を生じる行為をしてはならないものとします。	「電気通信設備」を「電気通信設備等」に修正。
第 17 条（サービスの廃止）		DA は、契約者に対し廃止の 3 ヶ月前までに DA が適切と判断する方法でその旨を通知します。但し、DA が緊急と判断する場合においてはその限りではありません。なお、これ	DA は、契約者に対し廃止の 6 ヶ月前までに DA が適切と判断する方法でその旨を通知します。サービスの廃止に伴い契約者に不都合が発生する場合、DA は商業上合理的な範囲で契約者の支援に努めます。なお、サービスの廃止時点に	通知期限を 3 ヶ月前から 6 ヶ月前に変更。緊急時の但書及び損害に関する免責の記載を削除。契約

条文	該当箇所	旧	新	変更概要
		により契約者に損害が発生した場合 DA は一切の責任を負いません。	おいて未経過の契約期間が残存する場合は、残存期間に対応するサービス利用料を返金するものとします。	者への支援に努める旨、及び未経過期間分のサービス利用料を返金する旨を追加。
第 18 条（利用契約の解除）	**1 項**	…各プランに定める期日までに解除の旨を DA が別途定める書面により通知するものとします。解約希望通知が各プランで定める期日に間に合わなかった場合、…	…各プラン等に定める期日までに解除の旨を DA が定める方法により通知するものとします。解約希望通知が各プラン等で定める期日に間に合わなかった場合、…	「プラン」を「プラン等」に修正。通知方法を「DA が別途定める書面」から「DA が定める方法」に変更。
	3 項	…サービス利用料金全額及びその他本契約上の契約者の債務につき期限の利益を失わしめ、…	…利用料金全額及びその他利用契約上の契約者の債務につき期限の利益を失わしめ、…	用語の修正（「サービス利用料金」→「利用料金」、「本契約」→「利用契約」）。
	4 項	…当該契約を解除することができます。この場合、解除は契約者の書面による通知が DA に到着し、通知に対する DA の書面による承認が、契約者に到達した日にその効力が生じたものとします。	…当該契約を解除することができます。	解除の効力発生時期に関する二文目を削除。
第 20 条(契約者の支払義務)	**4 項**	契約者は、利用契約に基づく債務を DA 又は DA の承継人に対する債権を以って相殺することはできません。	契約者は、利用契約に基づく債務を DA 又は DA の承継人に対する債権を以って相殺することはできません。ただし、DA の責めに帰すべき事由により契約解除となった場合はこの限りではありません。	但書を追加（DA の責めに帰すべき事由により契約解除となった場合を除く）。
第 21 条(料金等の計算方法)	**(2)号**	契約の解除（…）の日は各プランで定める期限に従うものとします。	契約の解除（…）の日は各プラン等で定める期限に従うものとします。	「プラン」を「プラン等」に修正。
第 23 条(利用料金の改定)		第 23 条(サービス費用の改定) 本サービスの料金の額は、別途 DA が定めた額とします。なお、DA は別途定めた額を予め契約者に対する通知をもって改定できるものとします。	第 23 条(利用料金の改定) 本サービスの利用料金は、DA が契約者に対し、合理的な予告期間をもって通知することで改定できるものとします。ただし、通知が行われた時点で成立している契約に適用されることはありません。	見出しを「利用料金の改定」に変更。合理的な予告期間をもって通知することで改定できるものとし、通知時点で成立している契約には適用されない旨を追加。
第 29 条(ソフトウェア等の管理)	**1 項(2)号**	（2）ソフトウェアの利用に関し、第 36 条（ソフトウェア等の著作権等）の規定を遵守すること	（2）ソフトウェアの利用に関し、第 36 条（ソフトウェアの著作権等）の規定を遵守すること	引用する条の見出しを実際の見出し（第 36 条）に合わせて修正。

条文	該当箇所	旧	新	変更概要
	1 項(3)(4)号〔新設〕	*（該当なし）*	（3）契約者は、本サービスの利用に関し、DA の指示に従って適切に設定、管理し、利用すること （4）契約者は、契約者設備を適切に設定、管理したうえで本サービスを利用すること	新設。
	3〜5 項〔新設〕	*（該当なし）*	3. 契約者は、契約者設備に関連して、本サービスの不正アクセスにつながるおそれのあるセキュリティインシデント（認証情報の漏洩、マルウェア感染等）を検知した場合、直ちに DA に通知しなければならないものとします。 4. 前項の場合、契約者は、DA が原因究明及び被害拡大防止のために求めるシステムログ、アクセス履歴等の情報提供及び調査に合理的な範囲で協力するものとします。 5. 契約者は、本サービスの脆弱性や不具合、障害の情報を独自に認識した場合、これを DA の事前の承諾なく第三者に開示してはならず、当該情報を DA に通知するものとします。	新設。セキュリティインシデントの通知義務、調査協力義務、脆弱性等の情報の取扱いを規定。
第 30 条(アカウントの管理)	**3 項・5 項〔新設〕**	3. 契約者は、ID 又はパスワードが窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに DA にその旨を連絡する…（旧 3 項）	3. 契約者は、割り当てた ID を複数人で利用させてはいけません。 4. 契約者は、ID 又はパスワードが窃用され又は窃用される可能性があることが判明した場合には、直ちに DA にその旨を連絡する…（旧 3 項と同内容） 5. DA は本サービスの保守・運営・セキュリティ対策上、合理的に必要と認める場合は本サービスへのアクセスに関し制限・更新を行うことができるものとします。	3 項（ID 共用の禁止）と 5 項（DA によるアクセスの制限・更新）を新設。旧 3 項は 4 項に繰下げ（内容の変更なし）。
第 32 条(電子メールによる応答義務)	**1 項**	契約者は、常に DA からの電子メールが、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレスに確実に到達しうるようにし、…	契約者は、常に DA からの電子メール等が、契約者が届け出た連絡先電子メールアドレス等に確実に到達しうるようにし、…	「電子メール」「メールアドレス」を「電子メール等」「メールアドレス等」に修正。
第 33 条(禁止行為)	**(1)号**	（1）法令に違反する行為、そのおそれのある行為、又はそれに類似する行為。	（1）本約款に違反若しくは法令に違反する行為、そのおそれのある行為、又はそれに類似する行為。	「本約款に違反若しくは」を追加。
	(14)号	（14）本サービスの提供を妨害する行為、又はそのおそれのある行為。	（14）過度な負荷を本サービス用設備等に課す行為等本サービスの提供を妨害する行為、又はそのおそれのある行為。	「過度な負荷を本サービス用設備等に課す行為等」を追加。

条文	該当箇所	旧	新	変更概要
	(22)号	（22）他人の ID もしくはパスワードを不正に使用する行為、又はそれに類似する行為。	（22）ID の使いまわしを含む他人の ID 若しくはパスワードを不正に使用する行為、又はそれに類似する行為。	「ID の使いまわしを含む」を追加。
	(23)(24)号〔新設〕	*（該当なし）*	（23）DA が提供するソフトウェア、システム、プログラムその他本サービス利用設備について、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルその他これらに類する解析行為及びこれを助長する行為。 （24）契約者が認識した本サービスの脆弱性情報、不具合の情報、障害情報等や本サービスの利用により知り得た情報を、DA の事前の承諾なく公開する行為。	新設。
	旧(23)号→新(25)号	（23）その他、他人の法的利益を侵害する方法もしくは公序良俗に反する方法又は態様において本サービスを利用する行為。	（25）その他、他人の権利、法的利益を侵害する方法若しくは公序良俗に反する方法又は態様において本サービスを利用する行為。	号番号を繰下げ。「他人の法的利益」を「他人の権利、法的利益」に修正。
第 34 条(損害賠償)	**1 項(1)(2)号**	（1）DA は、SLA または個別約款において、本サービスのサービス品質およびサービス品質を下回った場合の補償内容を定めるものとします。 （2）前号の他、DA は約款に定める義務に違反したことが原因により契約者に損害が発生した場合、…但し、…契約者が DA に支払ったサービス料金の総額を限度とします。	（1）DA は、SLA 又は個別約款において、本サービスのサービス品質及びこれを下回った場合の補償内容を定めるものとします。 （2）前号の他、DA は約款に定める義務の不履行により契約者に損害が発生した場合、…ただし、…契約者が DA に支払った本サービスの利用料金の総額を限度とします。	表現の整理（「義務に違反したことが原因により」→「義務の不履行により」、「サービス料金」→「本サービスの利用料金」等）。
	1 項(2)号後段〔削除〕	これをもって DA の責に基づく賠償責任の限度とし、DA の責に帰すことのできない事由から生じた損害、DA の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については何らの責任も負担しないものとします。	（削除）	当該段落を削除。
	2 項	DA は、本サービス設備に関する電気通信事業者の責に帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合、DA がその電気通信事業者から受領する損害賠償額を…	DA は、DA が契約する電気通信設備等の提供事業者の責に帰すべき理由により、本サービスの提供ができなかった場合、DA が当該提供事業者等から受領する損害賠償額を…	「電気通信事業者」を「DA が契約する電気通信設備等の提供事業者」に修正。
第 35 条(免責)	**(4)号**	（4）DA が第三者から導入しているコンピュータウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入。	（4）DA が第三者から導入し、合理的な評価を受けているコンピュータウイルス対策ソフトによっても防げない種類のコンピュータウイルスの本サービス用設備への侵入。	免責の基準を「パターン等を提供されていない」場合から「合理的な評価を受けたソフトでも防げない」場合に変更。

条文	該当箇所	旧	新	変更概要
	(6)号	（6）DA が定める手順・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害。	（6）DA が定める手順・指示・設定・セキュリティ手段等を契約者等が遵守しないことに起因して発生した損害。	「手順・セキュリティ手段等」を「手順・指示・設定・セキュリティ手段等」に拡張。
	(9)号	（9）電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害。	（9）電気通信設備等の不具合に起因して発生した損害。	「電気通信事業者の提供する電気通信役務」を「電気通信設備等」に修正。
	旧(11)(12)号→新(11)号	（11）再委託先の業務に関するもので、再委託先の選任・監督につき DA に過失等の帰責事由がない場合。 （12）その他 DA の責に帰すことのできない事由。	（11）その他 DA の責に帰すことのできない事由。	旧(11)号を削除し（内容は第 42 条に移設）、旧(12)号を(11)号に繰上げ。
第 37 条(データ等の利用)	**1 項**	1. 当社は、本サービスの利用を通じて取得したデータ等その他一切の情報を、法令で定められている範囲を超えて、また、次の各号に掲げる利用目的の範囲を超えて利用することはありません。	1. データの定義については以下の通りとします。 入力情報：契約者がサービスの利用を通じて本サービスに入力したデータ等その他一切の情報 利用状況データ：本サービスの申込み、契約管理、又は利用に関連して取得する契約者情報、アカウント情報、利用状況情報、ログ情報、設定情報等その他本サービスの運営上・保守に必要な情報	「入力情報」「利用状況データ」の定義を新設し、1 項を定義規定に変更。
	2 項〔新設〕	（旧 1 項の利用制限規定に相当）	2. DA は、以下の各号の目的に必要な利用状況データを対象として、当該目的に必要な方法・範囲に限り利用できるものとします。また、以下の各号のうち第 5 号、第 11 号を除く目的に必要な入力情報を対象として、当該各号目的に必要な方法・範囲に限り利用できるものとします。なお、DA は、利用状況データ及び入力情報について、法令の要請がある場合、また契約者から予め同意を得た場合はその範囲内においても利用できるものとします。	利用状況データと入力情報それぞれの利用範囲を規定。入力情報は第 5 号・第 11 号を除く目的に限定。法令の要請がある場合や契約者の事前同意がある場合の利用を追加。
	(5)(6)号	(5) 契約者に合わせた本サービス上の情報、広告配信のカスタマイズのため (6) 本サービス及び当社又は当社グループ会社が提供するサービスに関する案内のため	(5) 契約者に合わせた本サービス上の情報の表示、新たな機能又は連携サービスの案内を適切に行うため	旧(5)(6)号を統合し、目的を変更。以降の号は 1 つずつ繰上げ（旧(7)〜(13)号→新(6)〜(12)号）。

条文	該当箇所	旧	新	変更概要
	旧(12)号→新(11)号	(12) …本サービスの向上及び改善、サービス開発、研究、市場分析、マーケティングを行うため	(11) …本サービスの向上及び改善、サービス開発、研究、市場分析を行うため	「マーケティング」を削除。
	旧(13)号→新(12)号	(13) 前各号に付随する本サービスの提供・維持・改善・開発のため	(12) 前各号に付随する本サービスの保守、提供・維持・改善・開発・セキュリティインシデント対応・モニタリング対応のため	「保守」「セキュリティインシデント対応」「モニタリング対応」を追加。
	3 項〔旧 2 項〕	2. 当社は、契約者の承諾がない限り、当該契約者の情報を第三者に開示又は共有することはありません。ただし、次の各号に掲げる場合は除きます。	3. DA は、以下の各号の目的に必要な内容の利用状況データのみを対象として、当該目的に必要な範囲・方法において第三者に開示又は共有することがあります。また、以下の各号のうち、第 2 号及び第 3 号を除く目的に必要な内容の入力情報について、当該目的に必要な範囲・方法において第三者に開示又は共有することがあります。なお、利用状況データ及び入力情報において、契約者の予めの承諾がある場合は、当該承諾の範囲内において第三者に開示又は共有することがあります。	第三者への開示・共有の範囲を、利用状況データと入力情報（第 2 号・第 3 号を除く目的）に分けて規定し、契約者の事前の承諾がある場合の規定を追加。
	3 項(9)号〔新設〕	*（該当なし）*	(9) 前各号に付随する本サービスの保守、提供・維持・改善・開発・セキュリティインシデント、モニタリング対応のため	新設。
	旧 4 項→新 5 項	4. 本サービスでは、本サービス利用状況を把握するため、当社が適切と判断するツールを利用して、アクセスログ等を収集しています。これらのツールでは、cookie（クッキー）等を使用し、…各ツール提供元のサービス利用による損害について責任を負わないものとします。	5. DA は、本サービスの改善等の目的のため、契約者による本サービスの利用状況を分析することができるものとします。利用状況は個人を特定する情報を含むことなく、収集します。	内容を差し替え（ツール・cookie による収集の説明から、利用状況の分析に関する規定へ）。
	その他の項	3 項（利用目的の変更）、5 項（統計データ等の開示）、6 項（個人情報の管理）	4 項、6 項、7 項（項番の繰下げ。「当社」を「DA」とする表記修正のみ）	内容の変更なし。
第 39 条(解約時のデータ・ソフトウェア等)		第 18 条(利用契約の解除)により、利用契約が解除された場合、DA の責による場合を除き、サーバ内のデータ、ソフトウェア等は削除されます。これによる契約者の直接及び間接の損失、損害等に対して、DA はいかなる責任も負わないものとします。	第 18 条(利用契約の解除)により、利用契約が解除された場合、DA が契約終了と判断した日から 30 日を経過した時点でサーバ内のデータ、ソフトウェア等は削除されます。これによる契約者の直接及び間接の損失、損害等に対して、DA の責による場合を除き、DA はいかなる責任も負わないものとします。	削除時期を「契約終了と判断した日から 30 日を経過した時点」に変更。「DA の責による場合を除き」の位置を免責の文に移動。
第 40 条(情報の管理)		…本サービス用設備の故障による情報の消失に備え必要な措置をとるものとします。	…本サービス用設備の故障による情報の消失に備えバックアップ等の必要な措置をとるものとします。	「バックアップ等の」を追加。

条文	該当箇所	旧	新	変更概要
第 42 条(再委託)		DA は、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を事前に書面もしくは電子メール等で契約者へ通知することによって、第三者に再委託することができます。この場合、DA は、当該再委託先に対し、第 41 条(個人情報の保護)の他、当該再委託業務遂行について利用契約等所定の DA の義務と同等の義務を負わせるものとします。	DA は、電気通信設備等の利用を除き、契約者に対する本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を事前に書面若しくは電子メール等で契約者へ通知することによって、第三者に再委託することができます。この場合、DA は、当該再委託先に対し、第 41 条(個人情報の保護)の他、当該再委託業務遂行について利用契約等所定の DA の義務と同等の義務を負わせるものとし、また、再委託先の責に帰すべき事由により契約者に損害が発生した場合は、第 34 条（損害賠償）を準用し再委託先と連帯して賠償に任じます。ただし、連帯責任に関しては、DA が再委託先への選任又は監督に過失がない場合はこの限りではありません。	電気通信設備等の利用を再委託の通知の対象から除外。再委託先の責に帰すべき事由による損害について、第 34 条を準用し連帯して賠償する旨、及び選任・監督に過失がない場合の但書を追加。
第 47 条(契約者の損害賠償責任)		契約者が本契約及び利用契約に違反して DA に損害を与えた場合、…	契約者が利用契約に違反して DA に損害を与えた場合、…	「本契約及び利用契約」を「利用契約」に修正。
第 48 条（暴力団等反社会的勢力の排除）	**1 項・2 項**	1. 契約者及び DA は本契約締結時に、… 2. …何ら催告をすることなく本契約を解除することができ、…	1. 契約者及び DA は利用契約締結時に、… 2. …何ら催告をすることなく利用契約を解除することができ、…	「本契約」を「利用契約」に修正（2 箇所）。
第 49 条(準拠法)		この規約に関する準拠法としては、日本国の法令及び電気通信事業者が属する国が定めた法令が適用されるものとします。	この約款に関する準拠法としては、日本国の法令が適用されるものとします。	準拠法を日本国の法令のみとし、「電気通信事業者が属する国が定めた法令」を削除。「規約」を「約款」に修正。
第 52 条（優先規定）〔新設〕／第 53 条（付則）		第 52 条（付則）：改訂履歴（2017 年 6 月 26 日制定～2020 年 2 月 17 日改訂）	第 52 条（優先規定）：別途公表している SLA、SLO 等の本サービスの関連契約に本約款は優先するものとします。ただし、別途特段の合意をした場合は除きます。 第 53 条（付則）：改訂履歴に「2021 年 3 月 1 日」「2021 年 6 月 11 日」「2026 年 12 月 1 日」の改訂を追記。	第 52 条（優先規定）を新設し、付則は第 53 条に繰下げ。改訂履歴を追記。